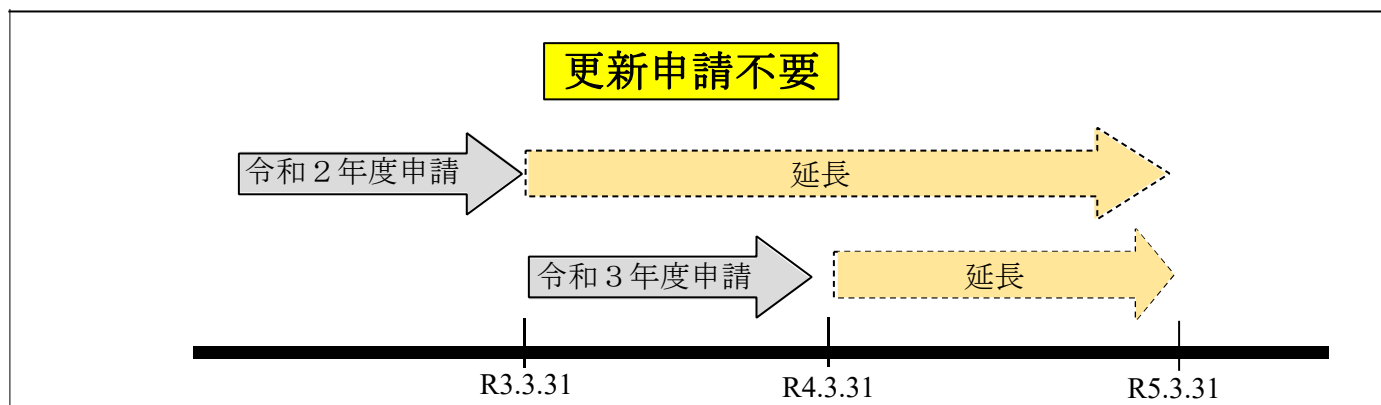


令和2～3年度中に減免承認を受けた県内中小企業等の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、工業系試験研究機関（ぎふ技術革新センター含む）の依頼試験手数料及び機器使用料に係る減免の有効期間を自動で令和5年3月31日まで延長します。

◇ 令和2～3年度中に交付された減免承認書について、有効期間を令和5年3月31日まで延長します（減免率は50%）。

◇ 現在お持ちの減免承認書は、令和5年3月31日まで有効とみなされますので、依頼試験及び機器利用（革新センター含む）時にそのままお使いいただけます。延長のための手続きは不要です。



◇ ただし、減免の対象となる県内事業所等の閉鎖（廃止）又は減免要件に規定する中小企業でなくなった場合は、減免を受けることは出来ませんので、速やかに承認を受けた工業系試験研究機関にご連絡ください。

ご不明な点がございましたら、岐阜県商工労働部産業技術課又は工業系試験研究機関（岐阜県産業技術総合センター（ぎふ技術革新センター）、岐阜県食品科学研究所、岐阜県セラミックス研究所及び岐阜県生活技術研究所）にお問い合わせください。



岐阜県商工労働部産業技術課